

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		深夜営業における音響機器の使用停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 5 6 条 第 4 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1332)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	さいたま市生活環境の保全に関する条例第 5 6 条 第 2 項 の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合 において、周辺的生活環境が長期間にわたり現に損なわ れ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		